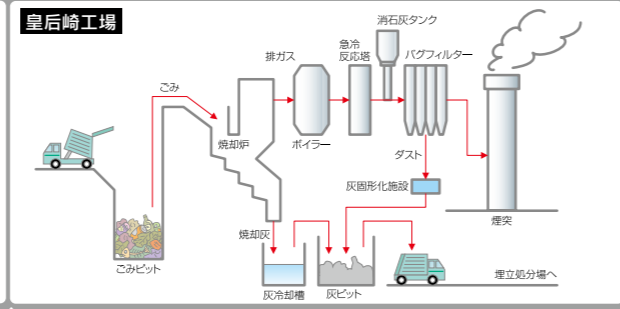
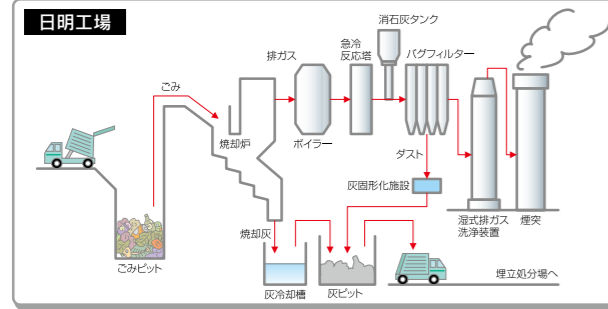
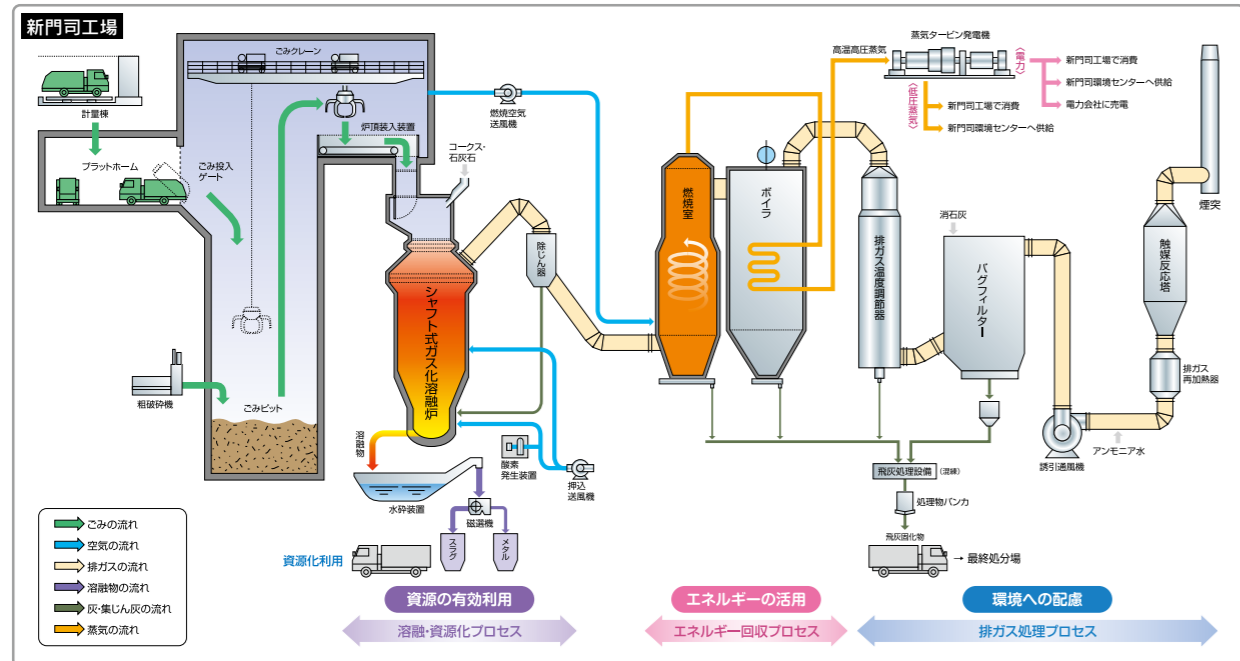
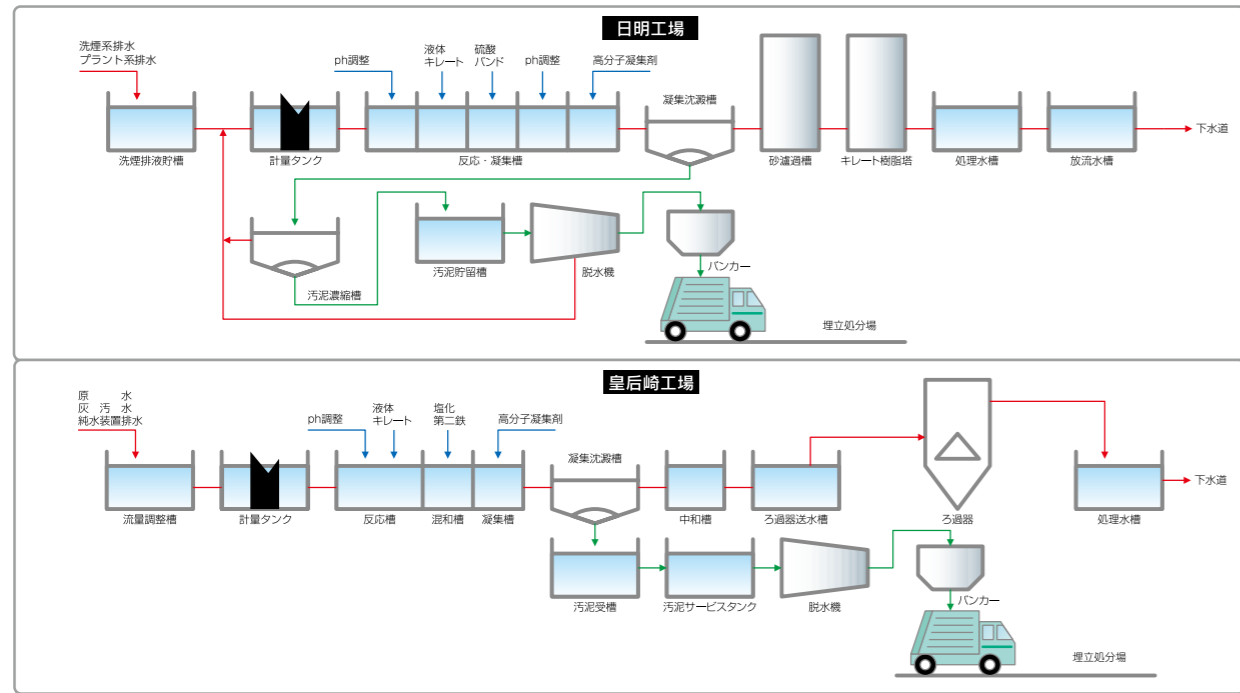


ウ. 焼却工場排ガス・排水処理システムのフロー

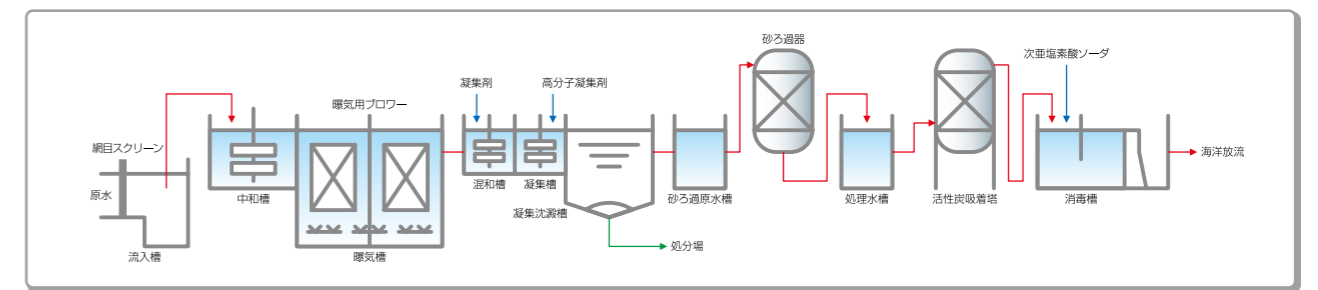
◆ 排ガスフロー



◆ 排水処理フロー



◆ 響灘西地区廃棄物処理場排水処理フロー



(7) 省エネルギー対策

新門司工場・日明工場・皇后崎工場では、省エネルギー対策として、まず、業務上必要な電力や燃料など消費節減に努めています。さらに、ごみを焼却する際に発生する熱を蒸気エネルギーとして回収し、自家発電や施設の空調設備等に利用しています。余剰エネルギーについては、他の公共施設等に供給しています。なお、余剰電力については他の公共施設へ送電し、さらに余った電力は電気事業者へ売電し収入を得ています。

◆ エネルギー利用状況

施設名称	蒸気利用状況	
	場内利用	他施設供給
新門司工場	空調・給湯	新門司環境センター（空調・給湯）
日明工場	空調・給湯	日明浄化センター（汚泥乾燥）
皇后崎工場	空調・給湯	皇后崎環境センター（給湯） 陣原駅地区（蒸気供給）

施設名称	自家発電利用状況		
	年間発電量	他施設供給	売電
新門司工場	9,405 万 kWh	新門司環境センター	余った電力は 電気事業者へ 売電
日明工場	3,492 万 kWh	日明浄化センター 日明かんびん資源化センター	
皇后崎工場	9,018 万 kWh	皇后崎環境センター 皇后崎し尿投入所 皇后崎浄化センター	

◆ 平成 26 年度自家発電効果

	新門司工場	日明工場	皇后崎工場
売電金額	1,148,000 千円	60,000 千円	586,000 千円
発電による節約金額	492,000 千円	196,000 千円	340,000 千円
計	2,822,000 千円		

(8) し尿処理

ア. 概況

し尿は、おおむね 20 日に 1 回の割合で、計画的に収集します。市内のし尿収集世帯数は、公共下水道の整備に伴う水洗便所の普及拡大に伴い、年々減少しており、平成 26 年 8 月で約 2,800 世帯となっています。収集されたし尿は、市内 2ヶ所のし尿圧送所（投入所）に運ばれ、そこから浄化センターに送られ、処理をおこなった後、水質管理を経て海域に放流します。また、汚水処理の過程で汚泥が生じますが、この汚泥は、処理施設で減容化した後、最終的には焼却処分やセメント原料化処分を行っています。

イ. 市民トイレ

市内の公園、行楽地、市街地などに 639 か所の市民トイレを設置しています。また、利用状況に応じた週 1～7 回の清掃、故障箇所の迅速な修繕、パトロールを行い、いつでも快適な利用ができるよう維持管理をしています。

ウ. 合併処理浄化槽

本市では、水質環境の保全対策として、微生物の働きでし尿と生活雑排水の両方をきれいにして河川などに放流する浄化槽の普及促進を図っており、平成元年 4 月より小型浄化槽の設置に対して補助事業を行っています。また、適正管理の推進のため、保守点検・清掃、法定検査遵守の指導に努めています。

- 補助対象  
下水道認可区域外で、当面下水道の整備が見込まれない区域に、50 人槽以下の規模の小型浄化槽を設置する場合
- 補助金額（平成 26 年度）

人槽	5	6・7	8～50
補助金額	332 千円	414 千円	548 千円

5. ごみ処理経費

平成 25 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 132 億円(うち、リサイクル約 11 億円)の経費\*1 がかかっています。

平成 15 年度\*2 と比べると、平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 29 億円の経費を削減しました。\*3

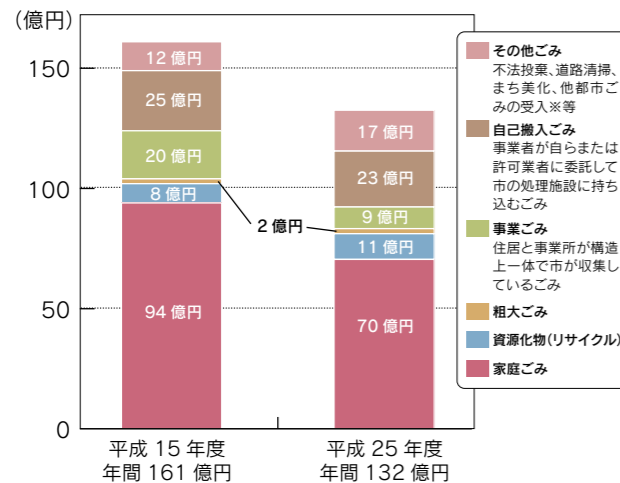
※1 収集運搬、破碎、選別、焼却、埋立の処理・リサイクルに要した総経費です。

※2 古紙回収奨励金制度見直し(H16.7月)や事業系ごみ対策(H16.10月:住居併設事業所以外の事業所から排出されるごみの市収集廃止)など、先行実施したごみ減量・リサイクル促進施策の影響がない平成 15 年度を比較基準年としています。

※3 平成 18 年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに伴い、資源化物のリサイクル経費は約 3 億円増加しましたが、ごみ減量に伴い、家庭ごみ等の処理経費を約 32 億円削減しました。

◆ごみの種類別経費

ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費(ごみ処理・リサイクル経費の約 53%)がかかっています。



※他都市ごみの受入

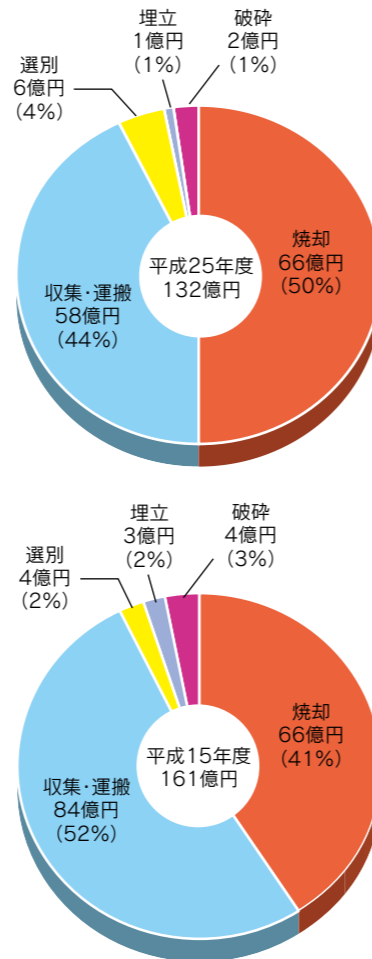
- 平成 13 年度から直方市、平成 17 年度から行橋市・みやこ町、平成 19 年度から遠賀・中間 1 市 4 町のごみの受入処理を行っています。
- 他都市ごみの受入により、その他ごみの処理経費が増加していますが、本市のごみ処理原価を基本として算定した処理経費を各市町から委託料として徴収しています。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成 15 年度	平成 25 年度	対 15 年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161 億円	132 億円	▲29 億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94 億円 (約 58%)	70 億円 (約 53%)	▲24 億円
1 日あたりの処理費用	2,600 万円	1,900 万円	▲700 万円
市民一人あたり年間処理費	9,400 円	7,200 円	▲2,200 円
一世帯あたり年間処理費	22,400 円	16,400 円	▲6,000 円

◆ごみの処理別経費

ごみ処理の経費の内訳は、新門司工場の建替えに伴い、平成 19 年度から工場建設費(減価償却費)を計上したことから、焼却にかかる経費が約 66 億円(約 50%)と最も多く、次いで収集運搬に約 58 億円(約 44%)の経費がかかっています。収集運搬経費は、ごみ減量に伴う収集体制の見直しや委託化の推進などにより、平成 15 年度と比較して約 26 億円の経費を削減しました。



6. 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の 20 種類のをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、アスベスト廃棄物の発生量の増大、最終処分場残余量のひっ迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・規制などの強化により、本市の産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

(1) 本市の取組

本市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

ア. 立入検査、報告徴収

廃棄物処理法第 19 条の規定に基づき、排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。また、多量排出事業者や産業廃棄物処理業者に毎年一回、処理状況の報告を求め、必要に応じて適宜指導しています。

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績(平成 26 年度)

立入検査	巡回※	措置命令
1,138	1,663	0
改善命令	その他文書指導	報告徴収
1	9	403

※巡回: 廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

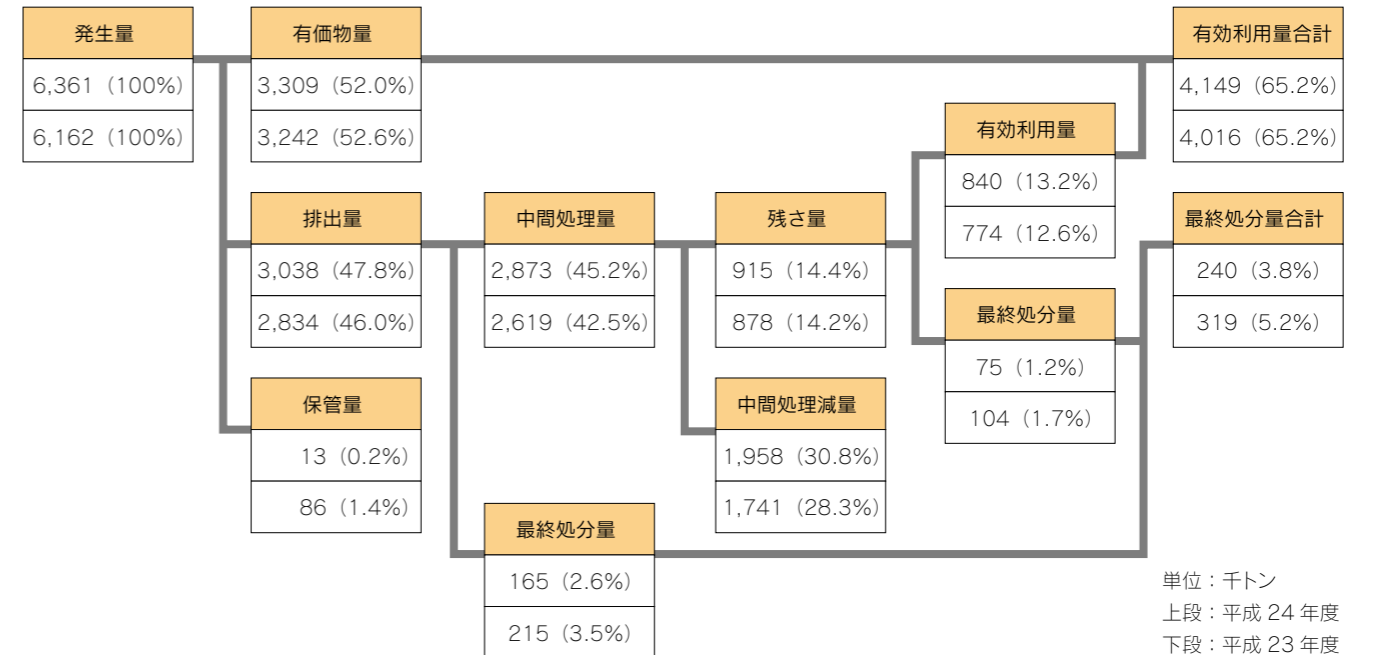
イ. 不法投棄防止パトロール

不法投棄防止パトロールは、廃棄物の不法投棄を防止するために、林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間・早朝や土・日祝日にも行っています。また、このパトロールでは苦情の原因ともなる廃棄物の野焼きについても監視・指導を行っています。

◆不法投棄・野焼き等に関する苦情・要望件数(平成 26 年度)

苦情・要望件数	文書指導
368	3

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー





**ウ. 不法投棄等通報員**

廃棄物の適正処理や環境保全に協力的な市民約 100 人を地域の推薦により任命し、散歩や通勤など、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理について、通報を求めています。

**エ. 不法投棄防止監視カメラ**

不法投棄されやすい場所のうち 30 箇所に監視カメラを設置しています。抑止効果を図るとともに、カメラに不法投棄者の画像が撮影された場合は、警察への告発など法に基づき厳正に対処することとしています。

**オ. 許可申請時の審査・指導**

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

◆産業廃棄物処理業者数(平成27年3月31日現在)

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	492	171	5	668

◆特別管理産業廃棄物処理業者数(平成27年3月31日現在)

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	117	23	0	140

**カ. 行政処分**

産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法に違反する行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消や事業停止処分とするなどの厳しい処分を行っています。

◆産業廃棄物処理業者に対する行政処分件数(平成26年度)

処分内容	許可取消	不許可	事業停止
件数	2	2	0

**キ. 紛争予防要綱、市外から流入する産業廃棄物対策**

平成3年5月に策定された「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係わる紛争の予防及び調整に関する要綱」によって、産業廃棄物処理施設設置事業者と地元住民との生活環境保全上の紛争を未然に防いでいます。

また、市外から流入する産業廃棄物対策として「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」を制定し、市外排出事業者からの事前届出により、産業廃棄物の量・性状を把握するとともに搬入や処分の方法などの指導を行っています。

**ク. 今後の取組**

今後も廃棄物処理法の規定に基づき排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラの活用、環境監視情報システムの活用など様々な取組によって、廃棄物の排出事業者責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

**(2) 自動車リサイクル法**

**ア. 背景**

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)は、使用済自動車に起因するシュレッダダスト(自動車の解体残渣)やフロンなどによる環境問題を解決するため平成17年1月から施行されました。

**イ. これまでの取組**

業者からの登録・許可申請時に際して許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、また必要に応じて立入検査を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、登録・許可の取消などの厳しい処分を行います。

**ウ. 今後の取組**

今後も、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。

◆市内業者の登録・許可状況(平成27年3月31日現在)

業区分	引取業者(登録制)	フロン類回収業者(登録制)	解体業者(許可制)	破砕業者(許可制)
業者数	130	63	30	12

**第2節 環境産業拠点都市の形成**

本市は、ものづくりの幅広いすそ野を支える産業技術の集積をもとに、ゼロ・エミッションを目指し、エコタウン事業など循環型社会の構築を図る先駆的な取組を進めてきました。その結果、リサイクル産業の集積においては国内トップクラスであり、海外、特にアジア地域から大きな関心が寄せられています。今後とも、環境産業拠点機能の充実を図っていくには、廃棄物の資源化技術の開発や事業化への支援、さらには、資源の枯渇や温暖化など地球規模の課題に対応するため、市内産業界ひいては都市全体で省資源や省エネルギーなど多方面での取組も必要です。新たな環境産業の誘致と既存産業の環境化を推進し、資源循環型社会を支える産業拠点の形成を目指していきます。

**1. 北九州エコタウン事業**

〈これまでの経緯〉

- 平成元年～平成4年「響灘開発基本構想」の策定
- 平成6年～平成8年「響灘開発基本計画」の策定
- 平成9年7月10日「北九州エコタウンプラン」の策定、国の承認(第1次変更承認 H14.9.13、第2次変更承認 H16.10.7)

〈これまでの取組と成果〉

- 事業数(現在稼働中) 25事業(各種リサイクル法に対応したものと及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積)
- 実証研究数 60研究(終了分を含む)
- 総投資額 約704億円(市69億円、国等126億円、民間509億円)
- 雇用者数 1,367人

■総合的な展開(北九州方式3点セット)

